

◎新潟県告示第770号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

令和6年7月2日

新潟県知事 花 角 英 世

1 区域の名称

神明町地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から8号までを順次結んだ線及び標柱8号と1号を結んだ線に囲まれた区域

(西側区域)

加茂市上条

字開ノ前

3176番56 1号

3176番40 3号

3176番56 8号

字南山沢

4330番 2号

加茂市神明町

字二丁目

3176番76 4号

3179番5 5号

3176番97 6号

3176番51 7号

(東側区域)

加茂市上条

字開ノ前

3176番73 1号

3176番75 2号

3176番75 3号

3176番3 4号

加茂市神明町

字二丁目

3158番 5号

3136番 6号

3152番1 7号

3176番120 8号